



# Report '22

The Kurashin public information journal

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌



倉吉信用金庫  
KURAYOSHI SHINKIN BANK







## 2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

《取組方針》 定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先の事業価値を見極める、いわゆる「目利き力」を発揮することで、取引先中小企業に対して積極的に資金供給を行っていく。

### ●不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資の推進

#### 売掛債権担保融資とABLの推進

2021年度は、流動債権譲渡担保および（集合）動産担保融資として、2件55百万円を取り扱いました。

#### シンジケートローンの組成と参加

2021年度は、シンジケートローンへの参加はありませんでした。

#### 目利き能力の向上

- ・2021年6月に、融資レベルアップ研修として審査管理部職員が講師となり、「行動計画書策定支援」や「ローカルベンチマーク」に関する研修を行い、若手職員を主体に31名が参加しました。
- ・2021年11月に、融資レベルアップ研修として中小企業基盤整備機構の地域支援機関等サポート事業のスキームを活用し、「対話力向上」等について研修を行い、若手職員を主体に20名が参加しました。

### ●取組事例

#### 《売掛債権担保融資の推進とABLの検討》

##### 取組の動機・経緯

中小企業の金融円滑化を図ることを目的として、売掛債権担保融資、ABLの推進に取り組みました。

##### 取組の内容

資金供給手段として、ABLを積極的に活用し「売掛債権担保融資」及び「（集合）動産担保」等を取組みました。

##### 成果・効果

流動債権譲渡担保及び（集合）動産担保      2021年度新規取り扱い      2件55百万円

##### 評価及び課題

2021年度の取り扱いは、2件の55百万円でしたが、中小企業の資金ニーズに対応した地域密着型の融資取組みには欠かせないツールであると考えています。新規先の開拓や既存取引先の深耕、資金繰り支援に活用できることから、引き続き積極的に推進します。

### ●経営者保証に関するガイドラインの活用状況

#### 経営者保証に関するガイドラインへの取組

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2021年度
新規に無保証で融資した件数	152件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.94%
保証契約を解除した件数	13件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

## 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

《取組方針》 この地域のみが信用金庫の生きる地であり、金融の仲介は当然として、親睦、研修、情報交換、ボランティア等さまざまな面で中心的な役目を果たし、顧客・地域の活力作りに貢献することにより、地域に必要とされる金融機関であるため、各種の施策を通じて地域経済活性化、地方創生への取り組みを行う。

### ●地方創生への取組

#### 地方創生のおもな取組

地方創生への対応として、2015年4月に地方創生担当部を設置、営業店長を地方創生担当者として全店に配置し本部と連携を図り地方版総合戦略に積極的に関与できるよう体制を整備しました。

地方版総合戦略の推進に向けて地元自治体、経済団体等と連携を図り、個別施策らについて金庫の持つ知見等を生かした機能を発揮し協力を行っています。

2020年10月、「鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定」を締結しました。今後、歴史的建造物のリノベーション・再整備などの事業が進められることとなり、当金庫は地元金融機関としてこの事業に関与していくこととしています。

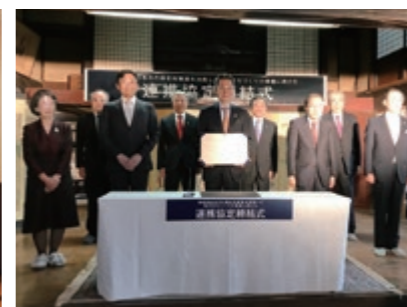
2021年2月、信金中央金庫が実施する企業版ふるさと納税制度を活用した地域創生スキーム「SCBふるさと応援団」に、当金庫が倉吉市の地域創生事業「倉吉市中心市街地振興ビジネス活性化支援事業」を推薦し、信金中央金庫から倉吉市に対して1,000万円の寄附金が贈呈されました。

2020年度より、持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献していくことを目的として、山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携協定を締結すると共に、当金庫の「SDGs宣言」を公表しました。

山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携した第一弾の取組みとして、企業版ふるさと納税制度を活用のうえ、SDGsの趣旨に則り、持続可能な地域社会の実現に向けて、構成員である住民のみならずみなさまへの支援を目的として、鳥取県3金庫は鳥根県、島根県3金庫は鳥取県に対して各300万円ずつ寄附を行いました。



6信用金庫 SDGs 連携協定



倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくり



SCBふるさと応援団寄附金贈呈

#### 地域貢献に資するイベント、行事の開催と、地域経済活性化への取組

文化・芸術の発展と街の賑わい創出に向けて、地元新聞社が主催する著名人による写真、絵画等の展覧会の特別協賛を継続するほか、以下の活動を行いました。

2021年4月～5月、「片岡鶴太郎展 顔 ～faces～」に特別協賛しました。

日本画・油彩画・パステル画等新たな表現にも挑戦した作品が100点展示されるなど話題性もあり活況でした。

2021年12月、新年を気持ちよく迎えていただくことを目的として、恒例となっている福祉施設2先に対する新米寄贈を行い、入所者のみなさんに大変喜んでいただきました。





















貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建物	耐用年数	3年～39年
その他	耐用年数	3年～45年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(2年～5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取引不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,858百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。  
 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。  
 ①制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)  

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

 ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合  
 (自令和3年3月1日至令和3年3月31日)  
 0.0591%  
 ③補足説明  
 上記①の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しています。  
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、

- 役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  

貸倒引当金	929百万円
-------	--------

 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7. に記載しております。  
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響」は、収束の見通しや影響が及び期間について仮定や前提を置くことは困難であるものの、政府や地方公共団体の経済対策や金融機関による支援等により、多額の与信関係費用が発生する事態には至らないと仮定し、入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。  
 なお、個別貸出先の業績変化及び今後の新型コロナウイルス感染症の状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 有形固定資産の減価償却累計額1,442百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)であります。  

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,238百万円
危険債権額	2,280百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	398百万円
合計額	3,917百万円

 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は87百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  

定期預け金	700百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	580百万円

 上記のほか、為替決済、公金取引等の取引の担保として有価証券100百万円及び定期預け金3,006百万円を差し入れております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当

- 該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価)に基づいて、算出しております。  
 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 317百万円
- 出資1口当たりの純資産額345円26銭
- 金融商品の状況に関する事項  
 (1)金融商品に対する取組方針  
 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(A/L/M)をしております。  
 (2)金融商品の内容及びそのリスク  
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。  
 (3)金融商品に係るリスク管理体制  
 ①信用リスクの管理  
 当金庫は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など各与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか信用リスク担当部署(審査管理部)により行われ、また、定期的に経営陣による統合的リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
 さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。  
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
 ②市場リスクの管理  
 (i)金利リスクの管理  
 当金庫は、A/L/Mによって金利の変動リスクを管理しております。  
 A/L/Mに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A/L/M委員会において決定されたA/L/Mに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
 日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで理事会に報告しております。  
 (ii)為替リスクの管理  
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。  
 (iii)価格変動リスクの管理  
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。  
 このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や保有先の財務状況などをモニタリングしています。  
 これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び統合的リスク管理委員会において定期的に報告されております。  
 (iv)市場リスクに係る定量的情報  
 当金庫では、「有価証券」のうち債券、株式、投資信託の市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。  
 当金庫のV a Rは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で168百万円です。  
 なお、当金庫では、保有期間1日V a Rと実際の評価損益の変化額を比較するバックテスティングを実施し、V a Rの計測手法の有効性を確認しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

- また、当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。  
 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。  
 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて。)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。  
 なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、1,497百万円減少するものと把握しております。  
 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。  
 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。  
 ③資金調達に係る流動性リスクの管理  
 当金庫は、A/L/Mを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。  
 (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
 なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項  
 令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組立出資金は、次表には含めておりません(注2参照)。  
 また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。  

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	35,877	35,943	65
(2) 有価証券	10,870	10,868	△2
満期保有目的の債券	331	328	△2
その他有価証券	10,539	10,539	-
(3) 貸出金 (*1)	44,340		
貸倒引当金 (*2)	△910		
	43,429	44,082	653
金融資産計	90,178	90,894	716
(1) 預金積金 (*1)	87,846	87,893	46
(2) 借入金 (*1)	582	588	5
金融負債計	88,428	88,481	52

 (\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。  
 (\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。  
 (注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)  
 金融資産  
 (1)預け金  
 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップ金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。  
 (2)有価証券  
 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。  
 なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については24. から26. に記載しております。  
 (3)貸出金  
 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。  
 ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)  
 ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額  
 ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額  
 なお、約定期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金  
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(スワップ金利)を用いております。

(2) 借入金  
借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	25
信金中央金庫出資金(*1)	360
組合出資金(*2)	26
合 計	412

(\*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位: 百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	3,506	23,000	-	300
有価証券	832	3,664	3,240	1,531
満期保有目的の債券	5	20	105	200
その他の有価証券のうち満期があるもの	827	3,644	3,135	1,331
貸出金(*)	5,579	15,348	11,879	7,289
合 計	9,917	42,011	15,117	9,120

(\*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれていません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位: 百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	30,338	19,767	-	276
借入金	12	549	20	-
合 計	30,350	20,315	20	276

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

以下、26. まで同様であります。

	(単位: 百万円)			
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	30	31	1
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
小 計	30	31	1	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	101	100	△0
	その他	200	197	△2
小 計	301	297	△3	
合 計	331	328	△2	

その他有価証券 (単位: 百万円)

	(単位: 百万円)			
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	234	148	85
	債券	4,382	4,351	31
	国債	808	800	8
	地方債	1,286	1,275	11
	短期社債	-	-	-
	社債	2,287	2,275	11
その他	341	305	35	
小 計	4,958	4,805	152	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	102	124	△22
	債券	4,335	4,381	△45
	国債	-	-	-
	地方債	1,750	1,775	△25
	短期社債	-	-	-
	社債	2,584	2,605	△20
その他	1,143	1,161	△18	
小 計	5,580	5,667	△86	
合 計	10,539	10,473	66	

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	25	19	0
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	25	19	0

26. 減損処理を行った有価証券  
売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は19,125百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが7,626百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	18百万円
一般貸倒引当金	40
個別貸倒引当金、貸出金償却	642
賞与引当金	7
役員退職慰労引当金	20
その他	67
繰延税金資産小計	797
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△637
評価性引当額小計	△637
繰延税金資産合計	160
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	16
前払年金費用	21
繰延税金負債合計	38
繰延税金資産の純額	122百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度(令和4年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合 計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	-	-	18	18
評価性引当金	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	18	(*)218

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。  
(\*2) 税務上の繰越欠損金18百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産18百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

29. 会計方針の変更  
(消費税の会計処理)  
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

(収益認識に関する会計基準)  
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。

(時価の算定に関する会計基準)  
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更による財務諸表への影響はありません。

30. 表示方法の変更  
信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

預金に関する指標

▶ 預金・譲渡性預金平均残高

(単位: 百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金(当座+普通+貯蓄+通知)	27,561	36.1%	33,154	40.0%	33,877	39.7%
うち有利利息預金	24,886	32.6%	28,873	34.8%	30,401	35.7%
定期性預金	48,549	63.6%	49,429	59.7%	51,069	59.9%
うち固定金利定期預金	45,414	59.5%	46,318	55.9%	48,027	56.4%
うち変動金利定期預金	19	0.0%	16	0.0%	15	0.0%
その他	198	0.2%	201	0.2%	201	0.2%
計	76,308	100%	82,784	100.0%	85,147	100.0%
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
合 計	76,308	100.0%	82,784	100.0%	85,147	100.0%

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定自由金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

▶ 定期預金残高

(単位: 百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
定期預金	45,771	100.0%	46,851	100.0%	48,121	100.0%
固定金利定期預金	45,748	99.9%	46,828	99.9%	48,101	99.9%
変動金利定期預金	17	0.0%	15	0.0%	15	0.0%
その他	6	0.0%	6	0.0%	3	0.0%

▶ 職員一人当たり及び一店舗当り預金残高

(単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度	2021年度
職員一人当り預金残高	1,259	1,317	1,416
一店舗当り預金残高	7,215	7,667	7,986

▶ 預金者別預金残高

(単位: 百万円)

区 分	2019年度	2020年度	2021年度
個人	57,741	60,483	61,530
法人	16,374	18,447	19,995
金融機関	172	75	149
公 金	5,081	5,342	6,172
合 計	79,368	84,347	87,846

貸出金等に関する指標

▶ 貸出金科目別の平均残高

(単位: 百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	176	0.4%	118	0.2%	84	0.1%
手形貸付	1,292	3.3%	985	2.3%	915	2.1%
証書貸付	33,782	86.3%	37,857	89.7%	39,205	91.1%
当座貸越	3,889	9.9%	3,218	7.6%	2,814	6.5%
合 計	39,140	100.0%	42,179	100.0%	43,019	100.0%

国内業務部門 国際業務部門はありません。

▶ 担保の種類別の貸出金残高

(単位: 百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	951	2.3%	868	2.0%	908	2.0%
有価証券	50	0.1%	50	0.1%	50	0.1%
不動産	534	1.3%	554	1.2%	515	1.1%
不動産	7,557	18.5%	6,838	15.8%	6,506	14.6%
その他	-	-	0	0.0%	0	0.0%
計	9,094	22.2%	8,312	19.2%	7,980	17.9%
信用保証協会・信用保険	11,251	27.5%	16,429	37.9%	17,356	39.1%
保証	3,866	9.4%	3,277	7.5%	3,026	6.8%
信用	16,617	40.6%	15,223	35.2%	15,977	36.0%
合 計	40,829	100.0%	43,243	100.0%	44,340	100.0%

## 担保の種類別の債務保証見返額

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
当金庫預金積金	0	0.0%	0	0.0%	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-	-
不動産	1,049	71.3%	835	70.2%	817	71.4%
その他	-	-	-	-	-	-
計	1,049	71.3%	835	70.2%	817	71.4%
信用保証協会・信用保険	-	-	-	-	-	-
保証	-	-	-	-	-	-
信用	422	28.6%	352	29.7%	326	28.5%
合計	1,472	100.0%	1,188	100.0%	1,144	100.0%

## 使途別の貸出金残高

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	12,682	31.0%	11,741	27.1%	11,868	26.7%
運転資金	28,146	68.9%	31,501	72.8%	32,471	73.2%
合計	40,829	100.0%	43,243	100.0%	44,340	100.0%

## 個人貸出金残高の内訳

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度
住宅ローン	4,812	4,560	4,374
消費者ローン	2,444	2,459	2,347

## 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位:百万円)

業種区分	2020年度			2021年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	73	2,206	5.1%	71	2,243	5.0%
農業・林業	201	336	0.7%	177	287	0.6%
漁業	1	48	0.1%	1	48	0.1%
鉱業・採石業・砂利採取業	1	71	0.1%	1	65	0.1%
建設業	224	5,555	12.8%	235	5,904	13.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	14	446	1.0%	15	516	1.1%
情報通信業	3	43	0.0%	1	9	0.0%
運輸業・郵便業	26	1,028	2.3%	27	1,182	2.6%
卸売業・小売業	206	4,552	10.5%	202	4,628	10.4%
金融業・保険業	14	2,656	6.1%	13	2,579	5.8%
不動産業	56	2,500	5.7%	58	2,772	6.2%
物品賃貸業	11	310	0.7%	12	277	0.6%
学術研究・専門・技術サービス業	17	663	1.5%	24	872	1.9%
宿泊業	24	497	1.1%	21	448	1.0%
飲食業	89	619	1.4%	95	672	1.5%
生活関連サービス業・娯楽業	44	411	0.9%	58	594	1.3%
教育・学習支援業	10	449	1.0%	10	416	0.9%
医療・福祉	27	1,307	3.0%	33	1,971	4.4%
その他サービス	119	2,464	5.6%	97	1,672	3.7%
小計	1,160	26,170	60.5%	1,151	27,162	61.2%
地方公共団体	7	8,000	18.5%	7	8,579	19.3%
個人(住宅・消費・納税資金等)	4,068	9,073	20.9%	3,884	8,598	19.3%
合計	5,235	43,243	100.0%	5,042	44,340	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度
職員一人当たり貸出金残高	648	675	715
一店舗当たり貸出金残高	3,711	3,931	4,030

## 預貸率

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	
貸出金(期末残高)(A)	40,829	43,243	44,340	
預金(期末残高)(B)	79,368	84,347	87,846	
預貸率	(A/B)	51.44%	51.26%	50.47%
	期中平均	51.29%	50.95%	50.52%

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

## 有価証券に関する指標

### 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

### 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	2020年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	-	713	102	-	-	-	-	815
地方債	-	508	136	-	1,317	505	-	2,468
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	532	804	1,062	1,233	1,508	201	-	5,343
株式	-	-	-	-	-	-	353	353
外国証券	-	-	-	-	100	200	441	741
その他の証券	-	103	-	103	-	-	340	547
	2021年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	201	607	-	-	-	-	-	808
地方債	100	535	-	100	1,544	785	-	3,066
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	345	789	1,432	1,031	1,174	200	-	4,973
株式	-	-	-	-	-	-	362	362
外国証券	-	-	-	-	-	200	942	1,142
その他の証券	106	-	-	99	-	-	363	568

### 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

	2020年度	2021年度
国債	800	800
地方債	2,206	2,767
短期社債	-	-
社債	5,574	5,156
株式	305	295
外国証券	494	952
その他の証券	638	508
合計	10,020	10,480

### 預証率の期末値及び期中平均値

	2020年度	2021年度
期末預証率	12.17%	12.43%
期中平均預証率	12.10%	12.30%

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

## 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

### 1. 有価証券

- 売買目的有価証券 …… 該当ありません。
- 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	35	36	1	30	31	1
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	100	100	0	—	—	—
	小 計	135	136	1	30	31	1
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	101	101	△ 0	101	100	△ 0
	その他	200	197	△ 2	200	197	△ 2
	小 計	301	298	△ 3	301	297	△ 3
合 計		436	434	△ 1	331	328	△ 2

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

- 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 …… 該当ありません。
- その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	243	172	71	234	148	85
	債券	6,300	6,230	69	4,382	4,351	31
	国債	815	800	15	808	800	8
	地方債	1,936	1,910	26	1,286	1,275	11
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,547	3,520	27	2,287	2,275	11
	その他	879	835	43	341	305	35
	小 計	7,423	7,239	184	4,958	4,805	152
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	84	99	△ 15	102	124	△ 22
	債券	2,190	2,205	△ 14	4,335	4,381	△ 45
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	497	500	△ 2	1,750	1,775	△ 25
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,693	1,705	△ 11	2,584	2,605	△ 20
	その他	86	88	△ 1	1,143	1,161	△ 18
	小 計	2,361	2,392	△ 30	5,580	5,667	△ 86
合 計		9,785	9,631	153	10,539	10,473	66

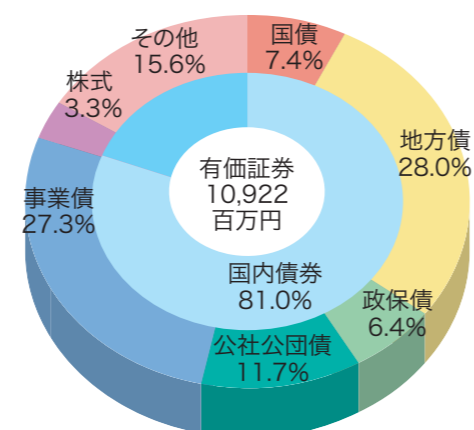
- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### ● 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	25	25
組合出資金	22	26
合 計	47	51

### ■ 有価証券の保有割合



### 2. 金銭の信託

- 運用目的の金銭の信託 …… 該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託 …… 該当ありません。
- その他の金銭の信託 …… 該当ありません。

### 3. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

- デリバティブ取引
- 金利関連取引 …… 該当ありません。
  - 通貨関連取引 …… 該当ありません。
  - 株式関連取引 …… 該当ありません。
  - 債券関連取引 …… 該当ありません。
  - 商品関連取引 …… 該当ありません。
  - クレジットデリバティブ取引 …… 該当ありません。

### 4. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

#### (1) 時価をもって貸借対照表上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券(その他有価証券)	1,145	8,851	—	9,997
うち株式	336	—	—	336
国債	808	—	—	808
地方債	—	3,036	—	3,036
社債	—	4,872	—	4,872
その他の証券(*1)	—	942	—	942
金融資産計	1,145	8,851	—	9,997

- \* 1. 企業会計基準第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年公表)第26項に従い、投資信託については上表に含めておりません。  
 貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産542百万円となります。  
 \* 2. 重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

#### (2) 時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注) 当金庫では、原則「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項(単体)」に関して、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(第5-2項)を基に、当金庫の内部管理上のレベル情報を記載しております。

主要な業務の状況を示す指標

▶▶ 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
業務運用収支	1,064,254	1,018,058
資金運用収益	1,084,489	1,041,127
資金調達費用	20,234	23,069
役務取引等収支	△ 39,902	△ 42,217
役務取引等収益	92,616	84,020
役務取引等費用	132,519	126,238
その他の業務収支	9,487	6,167
その他業務収益	9,519	9,445
その他業務費用	31	3,277
業務粗利益	1,033,840	982,008
業務粗利益率	1.19%	1.10%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2020年度0千円、2021年度0千円)を控除して表示しております。  
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶▶ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高・百万円 利息・百万円)

区分	2020年度	2021年度
資金運用勘定	平均残高 86,121 利息 1,084 利回り 1.25%	88,531 1,041 1.17%
うち貸出金	平均残高 42,179 利息 966 利回り 2.29%	43,019 926 2.15%
うち預け金	平均残高 33,560 利息 35 利回り 0.10%	34,670 35 0.10%
うち商品 有価証券	平均残高 - 利息 - 利回り -	- - -
うち有価証券	平均残高 10,020 利息 71 利回り 0.71%	10,480 70 0.67%
その他	平均残高 360 利息 9 利回り 2.70%	360 9 2.66%
資金調達勘定	平均残高 83,428 利息 20 利回り 0.02%	85,779 23 0.02%
うち預金積金	平均残高 82,784 利息 17 利回り 0.02%	85,147 20 0.02%
うち譲渡性預金	平均残高 - 利息 - 利回り -	- - -
うち借入金	平均残高 601 利息 2 利回り 0.39%	588 2 0.37%
その他	平均残高 43 利息 0 利回り 0.48%	44 0 0.48%

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(2020年度該当無し、2021年度該当無し)を控除して表示しております。

▶▶ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	72,655	△ 36,104	36,551	23,739	△ 68,408	△ 44,669
うち貸出金	71,473	△ 26,797	44,676	19,247	△ 61,122	△ 41,875
うち預け金	4,460	△ 2,792	1,668	1,186	△ 2,133	△ 947
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	△ 3,278	△ 6,515	△ 9,793	3,306	△ 5,153	△ 1,847
支払利息	1,514	△ 2,764	△ 1,250	453	2,448	2,901
うち預金積金	1,568	△ 2,600	△ 1,032	503	2,600	3,103
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 54	△ 164	△ 218	△ 50	△ 153	△ 203

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法としております。  
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

▶▶ 業務純益

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
業務純益	221,001	194,275
実質業務純益	279,100	202,600
コア業務純益	279,100	205,772
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	279,100	205,772

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員費と等のような臨時的な経費等を含めないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。  
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益は=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

▶▶ 利鞘

(単位：%)

	2020年度	2021年度
資金運用利回り	1.25	1.17
資金調達原価率	0.92	0.93
総資金利鞘	0.33	0.24

▶▶ 総資産経常利益率・総資産当期純利益率

(単位：%)

	2020年度	2021年度
総資産経常利益率	0.24	0.20
総資産当期純利益率	0.21	0.19

(注) 総資産経常利益率=経常利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100  
総資産当期純利益率=当期純利益÷総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

会員数・出資金

	2020年度	2021年度
会員数(人)	17,779	17,610
出資金(百万円)	667	667
口数(百万口)	13	13
出資配当率(%)	4.00	4.00

職員の状況

	2020年度	2021年度
職員総数(人)	64	62
うち男性	42	39
女性	22	23

自己資本の充実に関する状況等について

▶▶ 自己資本の構成に関する事項

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。

本事項にて開示する諸計数は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために、金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準を採用しています。

▶▶ 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金および利益剰余金により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	倉吉信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	667百万円
償還期限	-
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	-

▶▶ 自己資本の充実度に関する評価方法

● 統合的リスク管理態勢

当金庫は統合的リスク管理委員会を設けて各リスクの管理をすると同時に以下のリスクを計測し、自己資本の一定比率範囲内でリスクを管理する態勢としています。

(1)信用リスク

債務者区分が「正常先(地方公共団体を除く)」および「要注意先」の信用VaRと、「破綻懸念先」以下のⅢ・Ⅳ分類債権額に対する未引当額の合計額を信用リスクとしています。

(2)市場リスク

過去一定期間(観測期間：5年)の金利・株価・為替等(リスクファクター)の変動データにもとづき、将来のある一定期間(保有期間：120日)のうちに、ある一定の確率(信頼区間：99%)の範囲内で、当該金融資産が被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推定するVaRを計測しています。

(3)オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの算出は基礎的手法を採用しており、算出式は以下の通りです。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \frac{\text{粗利益(直近3カ年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3カ年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

● ストレステスト、バックテストの実施

重要性、蓋然性を考慮したストレスシナリオに基づく損失を定期的に算出し、自己資本への影響を計測しています。統合的リスク管理委員会が自己資本への影響を検証・評価し、必要に応じて対応策を検討すると共に、毎月開催される理事会に報告しています。

また、市場リスク計測モデルが予想したリスク量について、実際のデータを用いて検証するバックテストを実施することにより、計測モデルの信頼性を確認しています。

# 自己資本の充実の状況

## ▶▶ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2020年度	2021年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,200	4,355
うち、出資金及び資本剰余金の額	667	667
うち、利益剰余金の額	3,560	3,713
うち、外部流出予定額 (△)	26	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	277	286
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	277	286
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	34	22
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,512	4,664
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	9
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	9
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	5	2
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用	51	57
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	68	69
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	4,444	4,594
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	25,933	26,324
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 33	△ 33
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 285	△ 285
うち、上記以外に該当するものの額	251	251
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,944	1,898
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	27,878	28,223
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	15.94%	16.28%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ▶▶ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 ※1</b>	<b>25,933</b>	<b>1,037</b>	<b>26,324</b>	<b>1,052</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	25,518	1,020	25,518	1,020
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	119	4	128	5
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,373	254	6,690	267
法人等向け	8,515	340	8,276	331
中小企業等向け及び個人向け	5,369	214	5,194	207
抵当権付住宅ローン	1,298	51	1,203	48
不動産取得等事業向け	938	37	948	37
3ヵ月以上延滞等 ※3	199	7	162	6
取立未済手形	5	0	2	0
信用保証協会等による保証付	380	15	378	15
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1	0	1	0
出資等のエクスポージャー	1	0	1	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	2,317	92	2,533	101
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	475	19	475	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	360	14	360	14
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	116	4	215	8
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	1,364	54	1,481	59
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC 要件適用分	-	-	-	-
非 STC 要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	447	17	839	33
ルック・スルー方式	447	17	839	33
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	251	10	251	10
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 285	△ 12	△ 285	△ 12
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 ※4</b>	<b>1,944</b>	<b>77</b>	<b>1,898</b>	<b>75</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ) ※5</b>	<b>27,878</b>	<b>1,115</b>	<b>28,223</b>	<b>1,128</b>

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く) においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。  
＜オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法＞  
粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

# 自己資本の充実の状況

## ▶▶ 金利リスクに関する事項

利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクであり、2019年3月期からは△EVEを、2020年3月期からは△NIIを用いて金利リスクを計測しています。

### (1)管理方針

- ・当金庫では、△EVE及び△NII、100BPV、VaR（信頼水準99%、保有期間6ヶ月、観測期間1年間）などを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。
- ・計測時の市況変化を反映させた金利リスクの計測にはVaRを用いており、金利以外に株価や為替リスクなどの影響も考慮しています。
- ・統計的な手法を用いるVaRは、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの弱点があるため、100BPVなどを用いてストレステストを実施すると共に、定期的にバックテストを行っています。

### (2)管理方法

- ・有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ALM委員会若しくは統合的リスク管理委員会に行っていますが、市況急変時には委員会を臨時開催してリスク削減を諮っています。
- ・金利変化時の影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの変更について協議し、常勤理事会で決定しています。
- ・金利リスクを削減する場合には、主に当該ポジションを売却することにより行っており、デリバティブ取引などによる削減取引は行っていません。

### (3)△EVE及び△NIIの算定手法の概要

- ・流動性預金への満期の割当て方法は、流動性預金の50%をコア預金と考え、コア預金は最長満期5年、平均2.5年と想定しています。コア預金に割り当てられない流動性預金の残存期間は0年としているため、流動性預金の平均満期は1.25年となります。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する行動性オプションは、いずれも考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法は単純合算しており、通貨間の相関は考慮していません。
- ・内部モデルはコア預金モデル（金融庁標準方式）以外には使用していません。
- ・△EVEの計算は、イールドカーブ変化前後の経済価値の差額を金利リスクとする再評価法で計測しています。

（単位：百万円）

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,497	1,397	28	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	20				
3	スティープ化	1,281	1,158						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	1,497	1,397	28	20				
		ホ				ヘ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	4,594				4,444			

## ▶▶ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

(1)信用リスク・アセットを算出する為に使用する適格格付機関は、以下の4機関です。

- ・格付投資情報センター（R&I）
- ・日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

### (2)使用条件

- ・複数の格付が付与されている場合は、最も低い格付を使用しています。

(3)適格格付を使用するエクスポージャーは、有価証券と格付を取得した保証会社の保証を受けている個人ローンが対象です。

## ▶▶ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債		券			
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
国	内	91,051	93,701	44,474	45,519	8,578	8,863	488	391
国	外	730	200	-	-	300	200	-	-
	地域別合計	91,781	93,901	44,474	45,519	8,878	9,063	488	391
	製造業	4,484	4,417	2,224	2,254	2,100	2,000	25	24
	農業、林業	731	634	731	634	-	-	2	1
	漁業	48	48	48	48	-	-	-	-
	鉱業、採石業、砂利採取業	84	74	84	74	-	-	-	-
	建設業	5,938	6,285	5,818	6,170	100	100	104	94
	電気、ガス、熱供給、水道業	824	866	617	658	199	199	-	-
	情報通信業	68	33	54	19	-	-	-	-
	運輸業、郵便業	1,222	1,360	1,092	1,229	100	100	5	5
	卸売業、小売業	5,043	5,093	4,806	4,854	200	200	96	45
	金融業、保険業	33,495	35,005	2,658	2,581	400	300	-	-
	不動産業	3,254	3,509	2,835	3,299	200	200	128	122
	物品質貸業	412	379	311	278	100	100	-	-
	学術研究、専門・技術サービス業	715	933	715	933	-	-	-	-
	宿泊業	536	475	536	475	-	-	7	6
	飲食業	756	814	756	814	-	-	26	20
	生活関連サービス業、娯楽業	460	682	460	682	-	-	19	17
	教育、学習支援業	474	438	474	438	-	-	0	0
	医療、福祉	1,399	2,075	1,399	2,075	-	-	-	-
	その他のサービス	2,673	1,821	2,643	1,787	-	-	3	1
	国、地方公共団体等	17,697	18,644	8,047	8,625	5,472	5,863	-	-
	個人	8,156	7,583	8,156	7,583	-	-	68	51
	その他	3,303	2,726	-	-	6	-	-	-
	業種別合計	91,781	93,901	44,474	45,519	8,878	9,063	488	391
	1年以下	15,914	8,690	4,418	4,490	540	644		
	1年超3年以下	20,785	28,051	2,691	3,168	1,993	1,883		
	3年超5年以下	4,765	4,984	3,487	3,528	1,254	1,434		
	5年超7年以下	4,854	5,266	3,407	4,044	1,267	1,162		
	7年超10年以下	14,327	14,369	12,613	13,265	1,714	1,103		
	10年超	20,179	20,080	17,770	16,944	2,108	2,836		
	期間の定めのないもの	10,955	12,458	84	76	-	-		
	残存期間別合計	91,781	93,901	44,474	45,519	8,878	9,063		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2020年度	219	277	-	219	277
	2021年度	277	286	-	277	286
個別貸倒引当金	2020年度	666	663	12	653	663
	2021年度	663	643	38	625	643
合計	2020年度	886	941	12	873	941
	2021年度	941	929	38	903	929

# 自己資本の充実の状況

## 八. 貸出金償却の額

年度	償却額
2020年度	4
2021年度	3

(注) 記載金額は、損益計算書上の「貸出金償却」の額と一致します。

## 二. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	目的使用		その他		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製造業	5	5	5	4	-	-	5	5	5	4	0	0
農業・林業	2	3	3	3	-	-	2	3	3	3	1	-
漁業	41	48	48	48	-	-	41	48	48	48	-	-
鉱業・採石業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	66	65	65	65	-	-	66	65	65	65	0	0
電気ガス水道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業郵便業	2	1	1	1	-	-	2	1	1	1	0	0
卸売・小売業	159	160	160	108	-	38	159	122	160	108	0	0
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	275	286	286	278	-	-	283	315	286	278	0	1
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究専門技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	21	6	6	48	12	-	9	6	6	48	0	0
飲食業	11	10	10	17	-	-	11	10	10	17	0	0
生活関連サービス・娯楽業	18	17	17	35	-	-	18	17	17	35	0	0
教育学習支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療・福祉	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-
その他サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	61	59	59	31	-	-	52	29	59	31	0	0
合計	666	663	663	643	12	38	653	625	663	643	4	3

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ホ. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	27,146	-	28,739
10%	-	5,006	-	8,072
20%	370	32,143	357	33,489
35%	-	3,751	-	3,477
50%	5,772	413	5,773	349
75%	-	5,604	-	5,360
100%	-	11,493	-	11,174
150%	-	33	-	21
250%	-	46	-	86
合計	91,781		93,901	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 信用リスク削減方針
  - 信用リスクの削減方針は、適格金融資産担保並びに我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関保証及び自金庫預金との相殺を信用リスク削減対象としています。
- 管理方法の概要
  - 信用リスクの削減手法は、簡便法を採用しております。
  - 適格金融資産担保においては、担保権を維持し実行する為に必要な全ての措置を講じていることを前提としています。
  - 保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関が被保証債権の元本以外の関連債務も保証の対象としており、且つ、速やかに保証債務の履行を請求できる事を条件としています。
  - 自金庫預金との相殺は、相殺契約下にある預金を特定でき、且つ、自金庫預金が継続されないリスクが監視できる事を前提としています。
- 担保、保証の評価方法
  - 適格金融資産担保は自金庫預金であり、エクスポージャーと担保とが同一の通貨建てである場合の評価は100%評価とし、削減率も100%とします。
  - 保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関以外にはございません。

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		903	1,003	3,063	3,135

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他投資事業組合等への出資が該当します。株式等の運用に関しては、経営体力に則したリスクの範囲を定め、適正な収益確保を目指します。

株式等については、上場株式は取引所取引価格で時価評価し、非上場株式は財務諸表や運用報告を基に評価しています。保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク(価格変動リスク)が伴いますので、アラームポイントを設けて管理する態勢としています。

## イ. 貸借対照表計上額及び時価

区分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	328	328	336	336
非上場株式等	408	-	385	-
合計	737	328	722	336

(注) 1. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資持分等です。

## ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2020年度	2021年度
売却益	9	19
売却損	2	1
償却	3	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2020年度	2021年度
評価損益	56	63

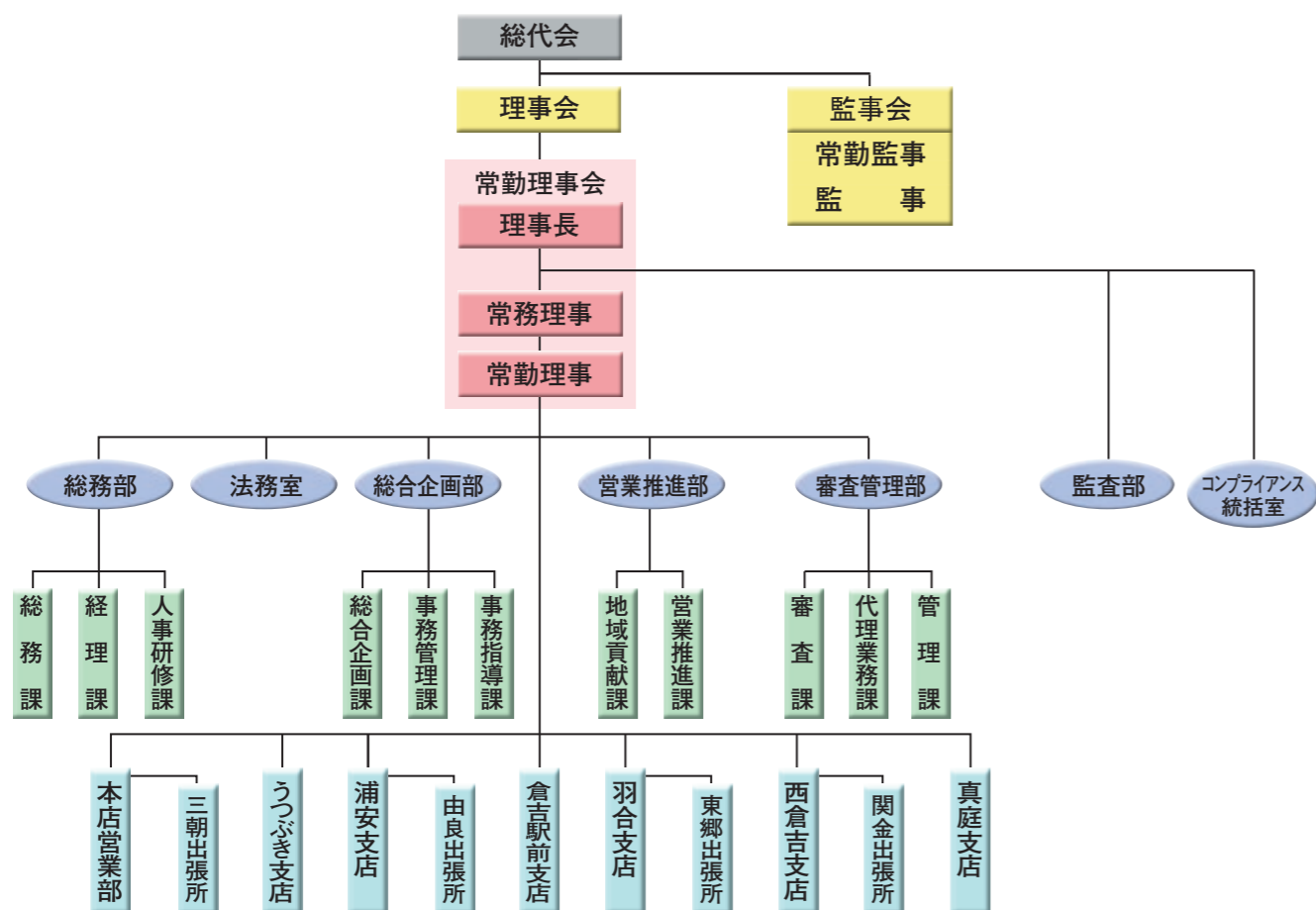
## 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2020年度	2021年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	447	839
マニフェスト方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

組織図



(2022年6月30日現在)

役員一覧

理事長 (代表理事)	笠見和則	理事 (非常勤)	藤田 明
常務理事 (代表理事)	安藤正樹	理事 (非常勤)	谷口宗弘 ※1
常勤理事	船越 清	理事 (非常勤)	倉都祥行 ※1
常勤理事	吉田孝宏	理事 (非常勤)	山田悌次 ※1
常勤監事	綱本 栄	監事 (非常勤)	松井幹雄 ※2
		監事 (非常勤)	松本美恵子

(2022年6月30日現在)

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。  
 ※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

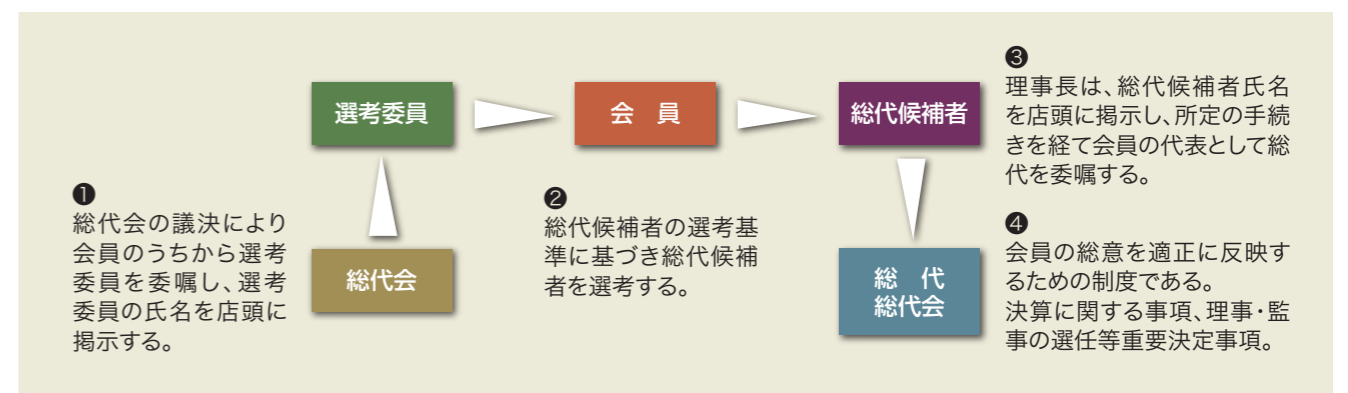
●総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能であり、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定・変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスなどに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員を選任し、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望投書箱の店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です



●総代が選任されるまでの手続きについて

地区を4区の選任地区に分ち、総代の定数は定員数に応じて各選任地区ごとに定める

(1)総代候補者選考委員の選任

- ・総代会の議決により、選任地区ごとに会員のうちから選考委員を委嘱する。
- ・選考委員の氏名を店頭に掲示する (掲示期間は1週間を下らないものとする)。

(総代選考委員の選考基準)

- ①資格要件 ・当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者
- ・地域事情に明るく、人格・見識とも優れている者
- ・その他金庫が適格と認められた者

(2)総代候補者の選考

- ・選考委員が総代候補者を選考し理事長に報告する。
- ・総代候補者氏名を店頭に掲示し、かつ、店頭に掲示してある旨の公告を新聞紙上に掲載しなければならない。(異議申立期間は、公告後2週間以内である)。

## ③総代の選任

「異議のない場合又は選任区域の会員数の3分の1未満の会員から異議の申し出があった総代候補者」

- ・総代候補者について、異議の申し出た者が当該選任区域の会員数の3分の1に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名を店頭に掲示する。
- ・掲示期間は、1週間を下らないものとする。

「異議のある場合」

- ・総代候補者について、異議の申し出をした者が当該地区の会員数の3分の1に達したときは、選考委員は当該総代候補者にかえて他の総代候補者を選考するものとする。
- ただし、当該総代候補者の数がその選任区域の総代の定数の2分の1に満たないときは、改めて選考を行わないことができる。

「欠員の補充」

- ・総代に定数の2分の1を超える欠員が生じた場合には補充選任を行う。ただし、特定の選任地区で欠員が当該選任区の定数の2分の1を超えても、全体としては欠員が定数の2分の1を超えない場合には次の改選期まで補充を行わないことができる。
- ・補充選任された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

## ●総代とその選任方法

### (1)総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は65人以上95人以内です。
- 総代の定数は、会員数に応じて各選任地区ごとに定めております。
- 2022年6月30日現在で、総代数は70名です。
- なお、2022年3月31日現在の会員数は、17,610人です。

### (2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②総代候補者選考委員が総代候補者を選任する
- ③総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）

（総代候補者の選考基準）

- ①資格要件 ・当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・総代としてふさわしい見識を有している者
- ・良識をもって正しい判断ができる者
- ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ・その他総代選考委員が適格と認められた者



## ●第78期通常総代会の決議事項等

2022年6月29日開催の第78期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

- ①報告事項  
第78期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書について
- ②決議事項  
第1号議案 第78期剰余金処分について  
第2号議案 監事の選任について

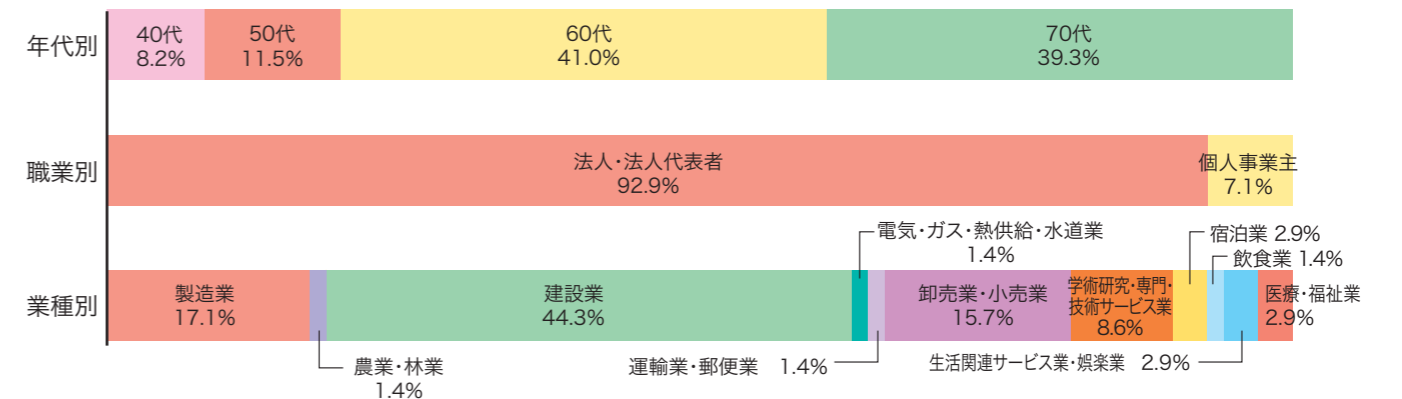
## ●総代の氏名

お名前の記載につきましては、個人情報保護の観点から全員の方にご承諾をいただき、記載しております。氏名の後の数字は総代就任回数を表しています。

(2022年6月30日現在 敬称略)

選 任 区	人 数	総 代 氏 名
第1区	20名	廣吉宗一⑥、楢田昌也⑤、大村陽之助②、下平哲司②、春木延年⑩、岩山克己⑥、松井 實④、青木邦男⑩、岡野 稔⑩、福谷直美⑦、山乗立夫⑩、森 和美⑥、河野俊一⑥、藤田義彦③、福井重秋③、河野達也③、門脇義樹③、山本和宏①、宝福一(有) 代表取締役 高野昌康①、中江雅文①
第2区	9名	竹田安夫⑧、新陽電気(株) 代表取締役 寺地 建②、小山正人⑩、戸崎健二⑦、野口 厚⑦、大前拓也⑥、杉島篤美③、前田六仁③、井戸垣昌延①
第3区	25名	株豊田ガラス建材 代表取締役 豊田幸弘⑥、加藤正義⑤、伊東和昭②、平岡哲雄⑦、西田篤司②、(株)ベクト総業 代表取締役 高田保幸②、牧野光照⑧、向井康英⑤、高野 淳⑤、新藤祐一⑦、森 敏昭⑥、坂田康則⑥、藤原博文③、西谷技術コンサルタント(株) 代表取締役 山本賢一郎②、石田紙器(株) 代表取締役 石田知己③、川本博文③、藤井武親③、古川哲次③、大成産業(株) 代表取締役 長棟秀文②、中島伸之①、讃岐健二①、酒井祐一①、笠田直樹①、増井和徳①、河崎雄二①
第4区	16名	加登脇孝彦④、山本浩一④、(株)チュウブ 代表取締役 小柴雅典⑦、(株)北和 代表取締役 伊藤孝一⑤、福井利明⑦、山崎 稔⑥、田熊博文④、小川克彦③、種子晋司③、吉村博美③、岸田博己③、岡崎博紀①、前畑俊幸①、伊藤典章①、岡崎健一①、中原裕之①

## ●総代の属性等別構成比



<b>【明治】</b>		
1912	4月	産業組合法に基づき有限責任倉吉信用購買組合設立 倉吉町新町1丁目10番屋敷 初代組合長 内海 淡就任
<b>【大正】</b>		
1917	2月	第2代組合長小川貞一就任
1918	2月	有限責任倉吉信用組合と名称変更
	9月	事務所を倉吉町明治町1031番地1(共済無尽会社隣)に移転
1921	4月	事務所を倉吉町明治町1032番地1(産業組合連合会内)に移転
<b>【昭和】</b>		
1932	8月	事務所を倉吉町西町2965番地1に移転
1936	2月	組織変更により保証責任倉吉信用組合と改称
1937	2月	保証責任倉吉信用組合と名称変更
1944	1月	第3代組合長 福井 清就任
	5月	市街地信用組合法の制定により倉吉信用組合と改称
1945	4月	第4代組合長 大田佳六就任
1949	6月	国民金融公庫の業務の代理取扱開始
1950	4月	中小企業等協同組合法制定に基づく信用組合に改組
1951	12月	営業区域が倉吉町・上井町・小鴨村・社村・西郷村となる 倉吉信用組合を信用金庫に改組し倉吉信用金庫と改称
1952	11月	営業区域を東伯郡一円と旧中山村の一部に拡張
1953	2月	浦安支店開設(東伯郡浦安215番地3)
1954	6月	東支店開設(倉吉市宮川町159番地63)
1956	1月	由良支店開設(由良町由良宿505番地)
1957	6月	内国為替業務認可により取扱開始 住宅金融公庫の業務の代理取扱開始
1958	12月	全国信用金庫連合会の業務の代理取扱開始
1959	12月	松崎支店開設(東郷町旭57番地)
1960	3月	由良支店を大栄町由良宿551番地に新築移転
1961	5月	上井支店開設(倉吉市上井313番地)
1964	11月	浦安支店を東伯郡浦安213番地2に新築移転
1966	2月	上井支店を倉吉市上井2丁目3番地8に新築移転
1967	7月	本店を倉吉市大正町1078番地4に移転
1968	5月	第5代理事長 山下友蔵就任
1969	11月	羽合支店開設(羽合町田後346番地3)
1970	9月	営業地域を鳥取市・気高郡に拡張
1971	4月	日本興業銀行の業務の代理取扱開始
	5月	第6代理事長 上井哲夫就任
		日本債券信用銀行の業務の代理取扱開始
	10月	日本長期信用銀行の業務の代理取扱開始
1972	11月	上井支店を倉吉駅前支店に名称変更
1974	4月	年金福祉事業団の業務の代理取扱開始
1975	5月	東支店を倉吉市昭和町499番地に新築移転
	11月	鳥取支店開設(鳥取市松並町2丁目364番地) 全国しんきん保証基金の業務の代理取扱開始
1977	2月	商工組合中央金庫の業務の代理取扱開始
	5月	環境衛生金融公庫の業務の代理取扱開始
1978	2月	関金支店開設(関金町関金宿235番地10)
	9月	営業区域を岡山県真庭郡川上村・中和村・八束村に拡張
1980	4月	西倉吉支店開設(倉吉市西倉吉町20番地15)
1981	1月	本部建物新築し本部を移転(倉吉市昭和町1丁目60番地) 東支店を本店営業部に、旧本店営業部を倉吉支店に名称変更
	7月	医療金融公庫の業務の代理取扱開始

<b>【昭和】</b>		
1982	6月	西支店開設(倉吉市旭田町11番地)
1983	4月	三朝支店開設(東伯郡三朝町大瀬八幡1036番地4)
	6月	西伯郡中山町・気高郡・若美郡・八頭郡の内河原町・船岡町・郡家町が営業地区拡張となる
	10月	国債・地方債・政府保証債の募集、販売取扱開始
1984	2月	日本銀行歳入代理店業務開始
1985	9月	倉吉支店サンピア出張所オープン
	10月	真庭支店開設(岡山県真庭郡川上村大字下徳山字清水43番地3)
<b>【平成】</b>		
1989	2月	現金自動支払機土曜日稼働開始
	11月	現金自動支払機日曜日稼働開始
1991	7月	両替業務開始
1992	4月	創立80周年記念式典4月25日開催
1993	10月	浦安支店アパート出張所オープン
	12月	倉吉駅前支店パープルタウン出張所オープン
1994	4月	鳥取県庁舎・中部総合事務所・厚生病院・出張所オープン
1995	8月	関金支店移転オープン
	10月	第7代理事長 安部和臣就任
1996	9月	倉吉支店めいりん出張所オープン
1997	5月	倉吉支店グンゼ出張所オープン
	11月	倉吉支店をうつぶき支店に名称変更 うつぶき支店新築オープン
1999	2月	西日本建設業保証業務委託取扱開始
	3月	郵貯とのATM接続サービス開始
	11月	鳥取支店移転オープン(鳥取市富安1丁目221番地1)
2000	7月	本店営業部倉吉市役所出張所オープン
	10月	くらしんモバイルバンキングサービス取扱開始
2001	2月	松崎支店を東郷支店に名称変更し新築移転オープン(東郷町龍島536番地3)
	6月	くらしんホームバンキングサービス取扱開始
2002	3月	90周年記念事業「ちゅうぶ・ナビ」発刊
2003	2月	生保窓口販売の代理取扱開始
	4月	「無担保リフォームローン」開始
	8月	冷夏対策緊急支援融資「ひまわり」発売開始
	9月	カードローン「しんきん きゃっする」発売開始 「くらしんTKCアドバイスローン」発売開始
2004	1月	変額年金保険「たのしみVA」発売開始
	3月	マイカーローン「マイカーホップ・ステップ」発売開始
	6月	中小企業金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	8月	「鳥取県民債」販売(抽選受付7/12～7/16)
	9月	「台風災害対策資金」取扱開始
		「5年周期型変動金利住宅ローン」取扱開始
	10月	「経営まもるくん」発売
	11月	オレオレ詐欺未然防止で八橋警察署から感謝状
2005	1月	決済用預金「預金まもるくん」発売
	5月	「家計まもるくん」発売 「プロテクト・リフォームローン」発売
	9月	高金利定期預金「ビック5」発売
	10月	国民生活金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	11月	営農支援ドラフト「豊作」発売
	12月	鳥取県商工会連合会業務連携協力に関する覚書締結
	12月	住宅ローン「10年周期変動型」取扱開始
2006	2月	県中部の囲碁普及貢献として日本棋院倉吉支部より感謝状
	8月	営農支援融資「豊作・2」発売

<b>【平成】</b>		
2006	8月	「営農大雨災害対策資金」発売 くらしん特別金利定期預金発売 「原油高騰対策フリーローン」発売 事業先向け「原油高騰対策資金」発売
	10月	県内3信用金庫共通融資「ビジネスプライムローン」発売
	11月	第8代理事長 大畑 勇就任
2007	2月	(株)オリコ保証教育ローン「学資応援団」発売
	6月	子育て世帯応援定期預金・定期積金「すこやかきっぷ」発売
	10月	ATM暗証番号変更機能追加
	12月	長期固定金利融資商品「アシスト」発売 全期間固定金利型住宅ローン「あんしん」発売 西倉吉支店の清掃活動に対し鳥取県(中部総合事務所)より感謝状
2008	9月	印鑑照会システム導入
	10月	「家計まもるくんサポートローン」発売
	11月	中小企業者への緊急保証制度拡充の取扱開始
2009	1月	「倉吉市中小企業緊急支援融資」取扱開始
	3月	休日融資特別相談窓口開設
	4月	第9代理事長 谷岡忠範就任
2010	2月	信金ギランティカードローン「きゃっする300」発売 高機能ATM導入開始
	3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア
	7月	関金支店を西倉吉支店に統合
2011	1月	しんきん共同システム西日本センター利用開始 外貨宅配サービス取扱開始 TKC中国会との経営改善計画策定支援サービス締結 日本政策金融公庫鳥取支店農林水産業との業務協力締結
	4月	羽合支店ATMコーナー休日稼働開始
	5月	東日本大震災の被災信用金庫へ支援見舞金寄贈
	6月	全国信託協会信用金庫PRコンクール・ポスター部門「地賛地商」ポスター最優秀賞受賞
	8月	住宅金融支援機構業務監査
	9月	商工組合中央金庫代理業務監査
	10月	第2回山陰しんきんビジネスフェア
	11月	第6次全銀システム稼働 くらしんヤングコア、鳥取県共同募金会倉吉市支会より表彰授与
2012	2月	がん検診受診率向上プロジェクト調印(中部1市4町)
	4月	倉吉信用金庫創立100周年
	7月	鳥取県がん先進医療費利子補給金交付事業調印式 鳥取県がん先進医療ローン取扱開始
	8月	創立100周年記念事業、倉吉市へ時計塔を寄贈 創立100周年記念祝賀会
	9月	信用金庫間での自動機による通帳記帳サービス開始 法人インターネットバンキング新システム開始
	12月	西支店をうつぶき支店へ統合、西出張所店外ATM運用開始
2013	1月	個人インターネットバンキング新システム開始
	2月	中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定 でんさいネットサービス開始
	7月	しんきん保証「プラチナ住宅ローン」取扱開始
	10月	しんきん保証個人ローンインターネット受付開始
	11月	第3回山陰しんきんビジネスフェア
	12月	ICキャッシュカード発行開始
2014	1月	鳥取支店を本店営業部へ統合
	2月	しんきん保証「シニアライフローン」取扱開始

<b>【平成】</b>		
2014	4月	しんきん保証カードローン「願助くん」取扱開始
	8月	日本政策金融公庫と創業分野での連携開始
	11月	しんきんEBサポートディスク提供開始
	12月	鳥取県産業技術センターと連携協力に関する協定締結
2015	1月	正月三が日のATM稼働開始
	3月	ATM利用可能時間の拡大
	5月	プロパーフリーローン「リリーフ」取扱開始 「とっとり地方創生ファンド」設立
	9月	SGEC認証材活用制度基本協定締結
	11月	事業性保険「ビジネスプロテクト」取扱開始
2016	1月	鳥取県警察とのサイバー犯罪共同対策協定締結 倉吉市との地方創生包括連携協定締結
	2月	しんきん保証女性向け商品「カラアプ ランfor Ladies」取扱開始
	5月	「職域サポートローン」取扱開始
	6月	随時返済型カードローン「楽々まもるくん」取扱開始 第10代理事長 笠見和則就任
	8月	「楽々カープラン」取扱開始
	10月	くらしん災害復旧特別金利ローン取扱開始
	11月	全国の信用金庫窓口での鳥取県中部地震に係る義援金受付開始(倉吉市・三朝町) 鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」取扱開始(～12/30) 災害特別休日相談窓口開催
2017	2月	鳥取県中部地震復興応援定期預金「絆」による義援金の寄贈(～3/2)
	5月	高齢者の特殊詐欺被害防止に向けたATM振込制限の実施
	8月	鳥取労働局との「働き方改革に係る包括連携協定」締結
	11月	しんきん保証基金「フリーローン」取扱開始
2018	1月	教育カードローン「エール」取扱開始
	3月	「後見支援預金」取扱開始
	5月	相続事務における「法定相続情報証明制度」の活用開始
	10月	ATMおよび個人IB即時振込取扱時間拡大
	11月	Origami Pay取扱開始
	12月	法人IB即時振込取扱時間拡大
<b>【令和】</b>		
2019	10月	「通帳レス口座」取扱開始
2020	3月	倉吉市役所第2庁舎出張所ATMオープン
	8月	山陰しんきん事業継承パートナーシップ発足
	10月	由良支店を浦安支店に統合 東郷支店を羽合支店に統合 鳥取県倉吉市の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けた連携協定締結
	11月	三朝支店を本店営業部に統合
	12月	しんきん山陰の魅力発掘プロジェクト発足
2021	3月	SDGs宣言 山陰地区6信用金庫によるSDGsの推進に関する連携協定の締結及び鳥取県へ寄付金贈呈
	4月	片岡鶴太郎展特別協賛
	7月	為替集中システム導入 「ディスクロージャー誌」発行
	11月	「ミニディスクロージャー誌」発行
	12月	社会福祉施設等へ新米寄贈
2022	2月	WEB完結型 カーライフプラン取扱開始 出張所隔日営業開始
	3月	山陰両県内金融機関 相続手続の共通化開始

## 店舗

店舗	住所	電話	店舗営業日	ATM稼働時間	
				平日	休日
1 本店	鳥取県倉吉市昭和町1丁目60	0858(22)6108	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
2 うつぶき支店	鳥取県倉吉市大正町1075-4	0858(22)4154	月～金曜日	8:00～19:00	9:00～19:00
3 倉吉駅前支店	鳥取県倉吉市上井町2丁目3-9	0858(26)2951	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
4 西倉吉支店	鳥取県倉吉市西倉吉町20-15	0858(28)3111	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
5 西倉吉支店 関金出張所	鳥取県倉吉市関金町関金宿247-1	0858(45)3121	火・木曜日	8:00～19:00	9:00～19:00
6 浦安支店	鳥取県東伯郡琴浦町浦安213-2	0858(52)2351	月～金曜日	8:00～20:00	9:00～19:00
7 由良出張所	鳥取県東伯郡北栄町由良宿551-4	0858(37)3711	月・水・金曜日	8:00～20:00	9:00～19:00
8 羽合支店	鳥取県東伯郡湯梨浜町田後340-3	0858(35)2641	月～金曜日	8:00～21:00	9:00～19:00
9 東郷出張所	鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島536-3	0858(32)0631	月・水・金曜日	8:00～19:00	9:00～19:00
10 三朝出張所	鳥取県東伯郡三朝町大瀬1036-4	0858(43)2111	火・木曜日	8:00～19:00	9:00～19:00
11 真庭支店	岡山県真庭市蒜山下徳山43-3	0867(66)4368	月～金曜日	8:45～19:00	9:00～19:00

## キャッシュサービス専用出張所(窓口業務は行っておりません)

店舗	住所	ATM稼働時間	
		平日	休日
A 倉吉市役所第2庁舎出張所	鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1	8:00～21:00	9:00～19:00
B 西出張所	鳥取県倉吉市旭田町11	9:00～19:00	9:00～19:00
C パープルタウン出張所	鳥取県倉吉市山根557-1	9:00～21:00	9:00～19:00
D アプト出張所	鳥取県東伯郡琴浦町八橋371	9:00～20:00	9:00～19:00

2022年6月30日現在



このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づき作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

## I 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)

### 1. 金庫の概況及び組織に関する事項

(1)事業の組織	44
(2)理事及び監事の氏名および役職名	44
(3)事務所の名称・所在地	50
(4)総代会制度	45

### 2. 金庫の主要な事業の内容

### 3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1)直近の事業年度における事業の概況	18
(2)直近の5事業年度における主要な事業の概況	19
①経常収益、経常利益、当期純利益	
②出資総額及び出資総口数	
③純資産額、総資産額	
④預金積金残高、貸出金残高、有価証券残高	
⑤単体自己資本比率	
⑥出資に対する配当金	
⑦職員数	
(3)報酬体系について	19
(4)直近の2事業年度における主要な事業の概況	
①主要な業務の状況を示す指標	36
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
エ. 受取利息及び支払利息の増減	
オ. 総資産経常利益率・総資産当期純利益率	
カ. 業務純益	
②預金に関する指標	31
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	31～33
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	
④有価証券に関する指標	33～35
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	
イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高	
ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	

### 4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1)リスク管理の体制について	12
①統合的リスク管理態勢	37
②信用リスク	40
③金利リスク	40
④オペレーショナル・リスク	13
⑤リスク管理体制	12
(2)法令等遵守体制(コンプライアンス体制)について	14

①顧客保護等管理方針	14
②ペイオフについて	17
③貸出運営についての考え方	17
(3)中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況	4
(4)金融ADR制度への対応	16

### 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	26～27
(2)外部監査制度	27
(3)貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	20
①破綻先債権に該当する貸出金	
②延滞債権に該当する貸出金	
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益合計額	
①有価証券	34
②金銭の信託	35
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	35
④金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項	35
(5)貸倒引当金の内訳	20
(6)貸出金償却の額	20

### 6. 金融再生法開示債権

(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2)危険債権	
(3)要管理債権	
(4)正常債権	

### 7. 自己資本の充実の状況

(1)自己資本の構成に関する開示事項	38
(2)定量的な開示事項	
①自己資本の充実度に関する事項	39
②信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	40
ア. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	41
イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	41
ウ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	42
エ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	42
③信用リスク削減手法に関する事項	43
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	43
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	43
⑥出資等エクスポージャーに関する事項	43
⑦金利リスクに関する事項	40

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌

# Report '22

## 発行

2022年7月  
 倉吉信用金庫 本部  
 〒682-0806  
 鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地  
 TEL 0858-22-1111(代)  
 FAX 0858-22-5607  
<https://www.kurashin.co.jp/>



**KURASHIN**  
KURAYOSHI SHINKIN BANK